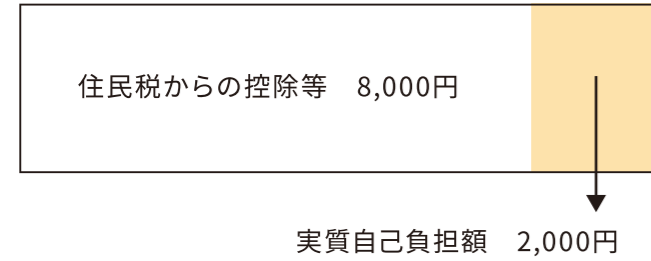


寄付控除割合のイメージ

○個人寄付

・都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄付）をすると、確定申告を行うことで、その納税額のうち2,000円を超える部分について、原則として所得税及び個人住民税から全額が控除されます。（控除される金額には、収入や家族構成に応じて一定の上限があります。）

■寄付総額10,000円の場合



■全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安

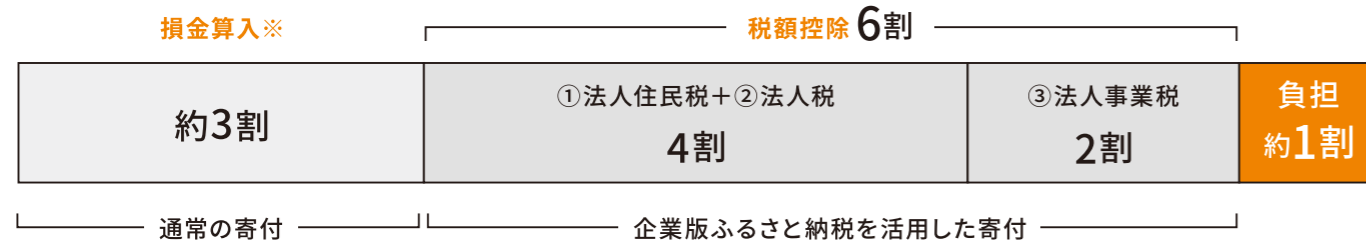
(例)夫婦共働き・子ども1人(高校生)の場合



※総務省ふるさと納税ポータルサイトより
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jjichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html

○企業版ふるさと納税

- ・令和2年度の改正により、税の軽減効果が寄付額の最大約9割（改正前は約6割）となりました。これにより、企業の負担がさらに軽減され、これまで以上に利用しやすい制度となりました。
- ・1回あたり10万円以上の寄付が対象となります。
- ・本社が京都市に所在する法人の寄付は対象外となりますので、ご注意ください。

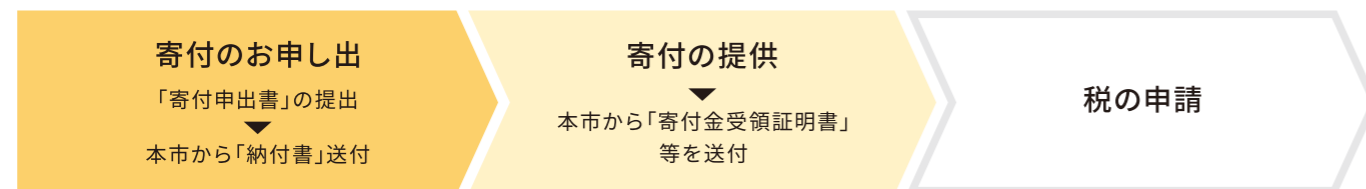


※地方公共団体に寄付した場合は、その全額が損金算入されるため、寄付額の約3割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果があります。

■科目ごとの特例措置

- ①法人住民税 寄付額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄付額の1割を限度（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄付額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

寄付の流れ



お問合せ 京都市 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課
TEL/075-366-0033 (令和3年11月4日以降は、075-222-3119)
EMAIL/bunka-art@city.kyoto.lg.jp

京都市印刷物 第034505号
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
令和3年10月発行

京都の文化芸術をご支援ください

Arts Aid KYOTO

京都市 連携・協働型文化芸術支援制度



本基金への
寄付をお考えの方

詳しくは下記URLをご覧ください、ご支援を賜りますようお願いいたします。
URL:<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000289848.html>



本基金を活用して
事業を実施したい方

詳しくは下記URLをご確認のうえ、ご応募いただきますようお願いいたします。
URL:<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000289846.html>



Arts Aid KYOTO

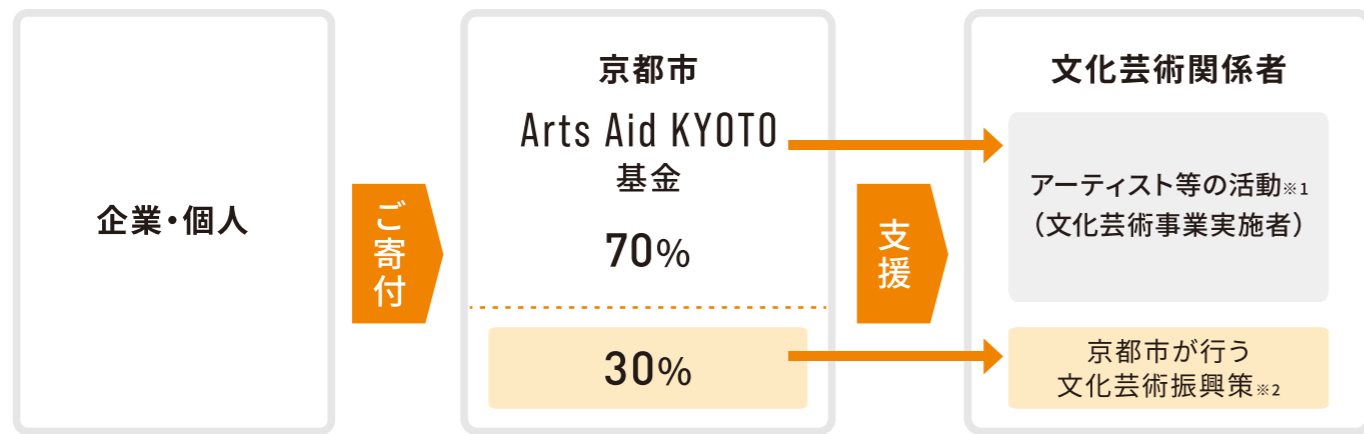
京都市 連携・協働型文化芸術支援制度

ポストコロナ社会を見据えた持続的な文化芸術の発展を目指します

京都市では、現在の厳しい社会経済情勢の下でチャレンジする、アーティストなど文化芸術関係者の意欲的な活動を社会全体で支え、持続的な文化芸術の発展を目指す新たな基金「Arts Aid KYOTO」（京都市 連携・協働型文化芸術支援制度）を創設しました。

“コロナ禍からの社会や人々の心の回復に向け、京都の文化芸術の灯を支え、輝かせたい”。こうした趣旨にご賛同いただける皆様のご支援をお願いします。

本基金の基本的な仕組み



※1 支援の対象とする文化芸術事業 (アーティスト等の活動)

京都市内で実施され、持続可能な文化芸術の振興やSDGsの実現に資するもので、かつ不特定多数に公開する目的で実施される事業 (対象者、分野等の詳細は次ページ参照)。

これまで京都市が支援した活動事例



令和2年度に支援した活動 (例)

※2 文化芸術振興策の事例

- 伝統芸能の保存、継承事業
- 子どもたちが伝統文化等、文化芸術に触れる機会の創出
- 文化芸術による共生社会実現の基盤づくり
- 若手アーティスト支援 (アート市場活性化)



京都新能 ©京都能楽会



子どもたちが文化芸術にふれる事業

備考 ・ご寄付は個人寄付(クラウドファンディング含む)、企業版ふるさと納税、協賛など、さまざまな方法でお受けしております。
・ご寄付の一部は、クラウドファンディングの手数料など事務費にも充てさせていただきます。

2種類のご支援方法

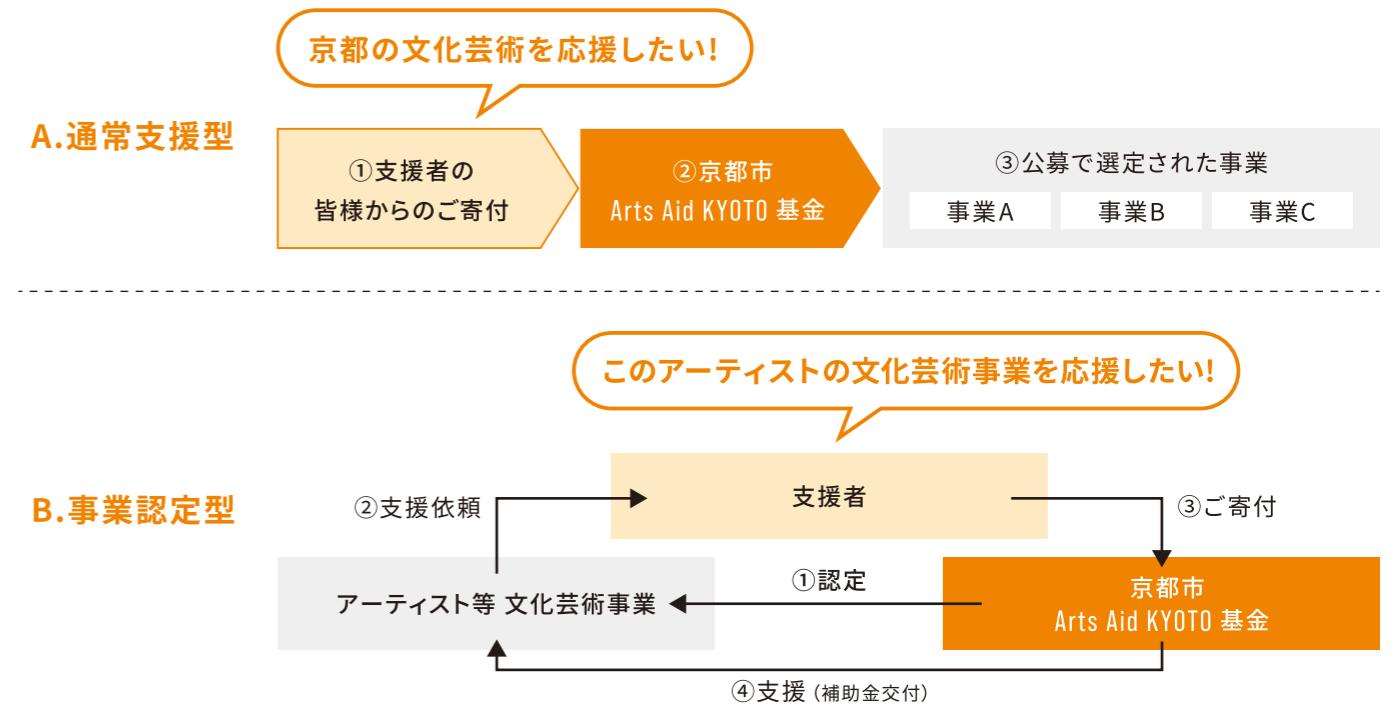
A. 通常支援型

- ・本市から個人・企業等に対して文化芸術への支援・協力(個人寄付、企業版ふるさと納税等)を依頼。
- ・その資金を財源として支援する文化芸術事業を公募。
- ・審査のうえ活動支援(補助金)を行うほか、一部をより広く文化芸術振興策に活用。

B. 事業認定型

- ・文化芸術関係者から支援の相談・申請を本市が受け(随時)、審査のうえ支援予定事業として認定。
- ・そのうえで、文化芸術関係者自らが個人・企業等に対して支援・協力を依頼し、支援の意向を獲得。
- ・その後、支援者から本市が寄付(個人寄付、企業版ふるさと納税等)を受け、文化芸術関係者に活動支援(補助金)を行うほか、一部をより広く文化芸術振興策に活用。

支援までの流れ



本基金の活用対象者・分野等

対象者 以下の全てに当てはまる文化芸術活動をする個人又はグループ・団体(法人含む。)

- ・京都市内に住所地又は団体所在地、活動拠点のいずれかがあるもの
- ・京都市内で文化芸術事業を実施した実績を有するもの

対象分野 文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された以下の分野の事業

- ・文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊
- ・映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(メディア芸術)
- ・雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国由来の伝統的な芸能
- ・講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- ・生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)及び国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)

顕彰等

- ・支援いただいた方のお名前、企業名は京都市のホームページやパンフレット等に掲載させていただきます。
- ・支援したアーティスト等からは、実施する事業(催しなど)のご招待チケットなどの提供をお願いし、ご寄付いただいた皆様に可能な範囲で返礼させていただく予定です。